

## 次世代計算科学グランドリーチプログラム

### 区分D (重要技術領域早期開発区分)

#### 審査基準

#### 1. 補助事業の選定等

採択件数及び補助事業者等の選定は、文部科学省で採択課題の審査・評価を実施するために開催される有識者会議（以下「ワーキンググループ」という。）での審査により決定する。

#### 2. 審査方法・評価方法

- (1) 審査は、申請者との対面形式によるヒアリング審査により実施する。ただし、申請件数によってヒアリング審査に先立ち、申請者から提出される事業計画書等の書面審査を実施する場合がある。書面審査を実施する場合、ヒアリング審査は、原則、書面審査の結果ワーキンググループで選定された申請者のみ実施することとする。
- (2) 審査は、ワーキンググループの委員（以下「委員」という。）が、「3. 評価項目」に示す項目ごとに、「5. 採点基準」に示す基準に基づき点数化する。
- (3) 審査は、原則として、各委員の点数を標準化又は正規化した後の合計点を平均した点数をもって、当該申請者の評価点とする。
- (4) 審査は、申請者ごとに「絶対評価」で行うものとする。
- (5) 審査の過程で不明瞭な内容や追加で確認を要する内容が生じた場合、委員は、文部科学省の事業担当部局を通じて申請者に対し確認を行うことができることとする。

### 3. 評価項目

#### (1) 研究開発内容に関する評価 (20 点)

評価項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第7期科学技術・イノベーション基本計画(令和8年3月27日)において定められている「重点技術領域」での早期実装を目指した取組として、計算科学・計算機科学の発展やブレークスルー、我が国の産業・経済への波及効果、国際コミュニティでのプレゼンス向上等、社会的・政策的見地から高い意義が見込まれるか</li> <li>○ 既存システムや競合とのベンチマーク等に照らした適切な性能や機能の目標(競争優位性や差別化要因)が設定されているか</li> <li>○ 加速部への対応といった演算部の多様化やシミュレーションとAIの融合といった、新たな技術動向を踏まえた内容となっているか</li> <li>○ 「富岳」等のスーパーコンピュータの利用に適した研究開発内容であるか</li> </ul>

#### (2) 成果の普及(エコシステムの創出・連動)に関する評価 (30 点)

評価項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第7期科学技術・イノベーション基本計画(令和8年3月27日)において定められている「重点技術領域」での早期実装を目指した取組として、目標とする成果物について、限定的なユーザやコミュニティ内での利用に留まらず、「世界とつながり世界に普及する成果の創出」が期待できる内容であるか</li> <li>○ 幅広いユーザからの需要が見込めるか(蓋然性の確認のため、ステークホルダー評価(提案者からの提出を推奨)も参考情報とする)</li> <li>○ 成果の普及に向けた積極的な成果報告や広報、国内外へのアウトリーチ活動が実施される見込みがあるか</li> <li>○ ソフトウェアエコシステムの構築や参入を目指して、国外機関や産業界との連携等、広く成果物を普及・展開する計画となっているか</li> <li>○ 商業化やOSSとしてのコミュニティ運営等を通じた成果物の維持・管理・高度化に向けた計画が立てられているか</li> </ul>

- 上記の計画に関して、戦略的かつ具体的なアプローチとなっているか

(3) 実施体制及び人材育成に関する評価 (15 点)

評価項目
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本プログラムの趣旨や区分・課題毎の目標に照らして、計算科学者や理論科学者だけでなく、各分野の専門家及び産業界や自治体等の必要な関係者等が連携・協調した開発体制が構築されている又は構築される見通しがあるか</li><li>○ 代表機関及び協力機関、連携機関の役割が明確かつ妥当であり、かつ各機関の間の連携が期待できるか</li><li>○ 研究開発課題責任者、各機関の課題参加者及び課題協力者について、本事業を適切に遂行するための専門的知識、ノウハウ、実績又はポテンシャルを有しているか</li><li>○ 課題全体での進捗把握と、業務管理が適切に遂行できるマネジメント体制がとられる見込みとなっているか</li><li>○ 管理法人、協力機関及び連携機関と連携し、本プログラムの円滑な実施に寄与できる体制が整っているか</li><li>○ 若手や女性研究者の積極的な登用、新たな人材の参入、計画的な人材育成が図られる見通しがあるか</li></ul>

(4) 実施計画・成果指標及びそれらの実現可能性に関する評価 (20 点)

評価項目
<ul style="list-style-type: none"><li>○ プログラム期間中の実施計画 (マイルストーン) が適切に設定されおり、高い実効性や実現可能性が見込まれるか</li><li>○ 達成すべき目標や進捗状況を評価するための成果指標 (KPI、アウトカム指標) 及びモニタリング指標 (アウトプット指標) *が、プログラム終了までの各年度において、以下の観点別にそれぞれ1つ以上、適切に設定されているか</li></ul>

【観点① 国際環境での技術的意義や競争優位性の評価】

＜成果指標の例＞

- ・ 国際コンテスト等を通じたアプリケーション等の国際ベンチマークにおける性能指標
- ・ 国外機関・国際的専門家等による技術評価の取得や国際的技術レポート等への引用・掲載件数に係る指標

＜モニタリング指標の例＞

- ・ 国際ベンチマークの実施回数、国際学会等での研究発表回数
- ・ TRL（技術成熟度レベル）の到達
- ・ 新規開発項目の内訳と開発済項目の比較

【観点② 国際環境での普及に向けた評価】

＜成果指標の例＞

- ・ 国内外の開発者によるAPIやSDK等の利用件数
- ・ OSSとしてのFork数・Star数・Issue/PR数・Contributor数
- ・ 国内外プロジェクト等での導入件数
- ・ 成果物の普及計画の策定

＜モニタリング指標の例＞

- ・ APIやSDK等の整備や言語対応、OSSとしての公開等に向けた状況
- ・ フィードバック取得件数、事例の蓄積
- ・ 国内外への広報・アウトリーチ活動の件数や参加人数
- ・ 普及計画の策定に向けた状況

【観点③ 成果物の管理や事業化等に向けた評価】

＜成果指標の例＞

- ・ 成果物の維持・管理・高度化等を行う共同運営体制の構築
- ・ 民間事業者への成果物の技術移転又はスタートアップの創出
- ・ コミュニティ維持に必要な具体的な資金・運営計画の策定

＜モニタリング指標の例＞

- ・ 想定される成果物の事業化・管理主体との連携状況
- ・ ステークホルダー（想定利用者）との連携状況
- ・ パイロットモデルへのトップユーザからのフィードバック件数
- ・ 技術移転や民間事業化等に向けた具体の引き合い件数
- ・ 資金・運営計画の策定状況

※ 申請者は、本プログラムによって達成すべき目標やその進捗状況を自己評価するための成果指標（KPI、アウトカム指標）及び当該成果指標に向けた進捗把握のためのモニタリング指標（アウ

トプット指標)を、課題の性質に応じて定められた観点(①~③)ごとに1つ以上設定することとしている。観点①及び②は全区分共通とし、観点③は区分Aにおいて必須(B及びCは推奨)としている。なお、これらに加えて、独自の観点や成果指標等を設定しても構わないこととしている。また、原則として、本プログラムの終了年度までの年度ごとに、定量的な指標を設定することとしているが、定量的な指標を設定することが困難な場合は定性的な指標を設定することができるとしている。(公募要領「4. 申請要件の④達成すべき成果目標及び具体的な成果指標等の設定」を参照)

成果指標(KPI、アウトカム指標)及びモニタリング指標(アウトプット指標)が本プログラムや各提案の目標に照らして妥当であり、客観的・具体的・定量的に達成の成否が判断可能であるか

(5) 所要経費及び計算資源量に関する評価(10点)

評価項目
<input type="radio"/> 実施計画に照らして、必要となる「富岳」の計算資源量やストレージ資源量が妥当であるか
<input type="radio"/> 計算資源量の見積りに具体性、根拠があるか
<input type="radio"/> 所要経費の内容が妥当であり、不要な経費が計画に入っていないか

(6) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価(5点)

評価項目
<input type="radio"/> ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有しているか。

#### 4. 採択決定の方法

採択は、「2. (3)」により算出した評価点が高い者から順に採択するものとする。ただし、「3. (1)～(5)」の各評価項目について、評点を0点とした委員が2名以上いる項目が1つでもある場合は、採択対象としないものとする。

なお、採択件数は、審査を経て、最終的にワーキンググループが決定する。ただし、公募時点の採択予定件数によらず、ワーキンググループの決定により増減する可能性がある。

#### 5. 採点基準（評価区分）

##### 評価項目（1）研究開発内容に関する評価

採点基準（評価区分）	評点
A：優れている	20点
B：適切である	15点
C：ほぼ適切である（内容に一部見直しが必要）	10点
D：あまり適切でない（内容に大幅な見直しが必要）	5点
E：不適切である	0点

##### 評価項目（2）成果の普及（エコシステムの創出・連動）に関する評価

採点基準（評価区分）	評点
A：優れている	30点
B：適切である	20点
C：ほぼ適切である（内容に一部見直しが必要）	10点
D：あまり適切でない（内容に大幅な見直しが必要）	5点
E：不適切である	0点

##### 評価項目（3）実施体制及び人材育成に関する評価

採点基準（評価区分）	評点
A：優れている	15点
B：適切である	12点
C：ほぼ適切である（内容に一部見直しが必要）	8点
D：あまり適切でない（内容に大幅な見直しが必要）	4点
E：不適切である	0点

##### 評価項目（4）実施計画・成果指標及びそれらの実現可能性に関する評価

採点基準（評価区分）	評点
A：優れている	20点

B：適切である	15点
C：ほぼ適切である（内容に一部見直しが必要）	10点
D：あまり適切でない（内容に大幅な見直しが必要）	5点
E：不適切である	0点

評価項目（5）所要経費及び計算資源量に関する評価

採点基準（評価区分）	評点
A：優れている	10点
B：適切である	7点
C：ほぼ適切である（内容に一部見直しが必要）	5点
D：あまり適切でない（内容に大幅な見直しが必要）	2点
E：不適切である	0点

評価項目（6）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。①～③のいずれにも該当しない場合は、本項目は0点となる。

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

認定等	評点
認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	2点
認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	3点
認定段階3	4点
プラチナえるぼし認定企業	5点
行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（技術審査の日までに計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	1点

②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等

認定等	評点
くるみん認定① （平成29年3月31日までの基準）	2点

<p>(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定)</p>	
<p>トライくるみん認定① (令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) (次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定)</p>	3点
<p>くるみん認定② (平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) (次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条に掲げる基準による認定(ただし、くるみん①の認定を除く。))</p>	3点
<p>トライくるみん認定② (令和7年4月1日以降の基準) (令和6年改正省令による改正後の次世代法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定)</p>	3点
<p>くるみん認定③ (令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) (令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定(ただし、くるみん①及びくるみん②の認定を除く。))</p>	3点
<p>くるみん認定④ (令和7年4月1日以降の基準) (令和6年改正省令による新施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定)</p>	4点
<p>プラチナくるみん認定</p>	5点
<p>行動計画(令和7年4月1日以降の基準)策定済</p>	1点

(別添)

(次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))	
---	--

③青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

認定等	評点
ユースエール認定	4点